平成２４年（フ）第１１１００号
東京都文京区本駒込５丁目２－１－501
債務者　北澤　有香
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１２２号
東京都杉並区西荻南４丁目32－６－402
債務者　青木　弘司
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１５号
埼玉県八潮市大字大曽根1123－201
債務者　新磯　千代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１６号
千葉県松戸市六高台７丁目66－１－513
債務者　南　　智健
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２６号
東京都葛飾区高砂７丁目９－３
債務者　下山久美子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８号
熊本県山鹿市昭和町201番地
債務者　柚井　弘之
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
熊本県山鹿市山鹿64番地３
債務者　桑田　るみ
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第９５９７号
東京都葛飾区鎌倉１丁目39－12－101
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６８号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目20－７　フェニックス幡ヶ谷壱番館202
債務者　菊池　　貴
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１３３号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目７－24－301
債務者　土井　新也
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４０９号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目１番地の13烏山ビル３Ｆ、前本店所在地東京都練馬区光が丘３丁目９番１－1705号
破産者　有限会社明水技研
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０４号
北九州市八幡西区河桃町７番６号
破産者　有限会社しまだ福祉用具研
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０号
群馬県渋川市金井3023番地５、開始決定時の住所群馬県渋川市金井2859番地３
破産者　角田　　等
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９号
名古屋市昭和区花見通１丁目１番地３
破産者　株式会社アビリティー・トラスト・ファクトリー
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２５号
名古屋市守山区大牧町３番22号
破産者　渡辺興業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７３号
名古屋市北区浪打町２丁目79番地
破産者　タナカ工業有限会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
三重県多気郡多気町四疋田153番地
破産者　大木建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第９７号
三重県松阪市久保町1339番地５、前住所三重県松阪市久保町534番地３　レーベンハイツ２Ｆ205号
破産者　山口　眞次
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部